

募集

石綿使用建築物等解体等業務特別教育

労働安全衛生法の規定により、石綿等が使用されている建築物または工作物の解体等の業務に従事する労働者は特別の教育が必要です。
日時 平成17年11月15日(火)12時30分～16時30分
会場 宇和島市丸之内1-3-24 宇和島商工会館
定員 80人
受講料 8,000円(テキスト代、消費税含む)
問合せ 宇和島地区労働基準協会 ☎25-8867
申込期限 平成17年11月4日(金)定員に達したときは期限内でも締め切る。

「母子家庭等就業・自立支援センター」事業 就職準備・離職転職セミナー
 母子家庭の母が、就職活動を行うときに必要な基礎知識習得を目的としたセミナーです。
講習日時 平成17年11月27日(日)10時～15時
会場 八幡浜市松柏乙110-1 八幡浜市保健総合センター ☎0894-246626
募集人員 50人程度(定員になり次第締め切り)
受講料 無料
申込方法 鬼北町役場保健福祉課まで認印を持参のうえ申し込む。 ☎45-1111

催し

第29回南予地区愛媛県産品まつり(宇和島会場)

日時 平成17年11月12(土)10時～17時・13日(日)10時～16時
場所 宇和島ささいやロード
内容 地域の特産品等の展示・即売

その他

消費税の申告、あなたは大丈夫ですか?

個人事業主の皆さんへ、平成15年の課税売上高が1,000万円を超えると、平成17年分の消費税の申告と納税が必要です。
申告・納税の期限は平成18年3月31日です。
 納付税額の計算方法には、みなし仕入率を使う「簡易課税」もあります。新たな課税事業者の方が「簡易課税」を選択する場合、平成17年12月31日までに届出書の提出が必要です。
相談窓口 宇和島税務署 ☎22-4511

平成17年分年末調整事務説明会の開催について

平成17年分源泉所得税の改正・納付書等の記載要領・年末調整の仕方について説明会を開催します。今年から、年末調整関係諸用紙を封入した封筒を事前に送付しますので、

来場される時は必ず持参してください。
日時 平成17年11月21日(月)14時～16時
場所 鬼北町近永公民館2階講堂
対象地域 宇和島市三間町、鬼北町、松野町
その他 他の地区の説明会でも受け付けいたします。詳細については宇和島税務署 ☎22-4511 まで問い合わせてください。

育児や介護にご利用ください

☆089-934-2020
 「育児も仕事も両立したい」「介護が必要な家族がいるけどどうすればいい?」こんな場合の育児・介護・家事のホットラインとして(財)21世紀職業財団では、「2020テレフォン」を開発しています。保育所への送迎や、急な残業などに子供を預かってもらえる「保育サポーター」の情報も提供しています。(情報提供は無料) **相談日** 月曜から金曜日(祝日を除く)
相談時間 9時30分～16時30分
問合せ (財)21世紀財団愛媛事務所 ☎089-921-5660
<http://www.2020net.jp>

19年産から麦と大豆に対する国の助成制度が変わります

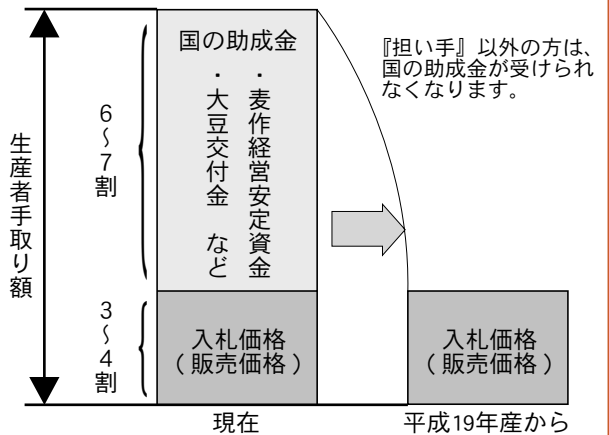
現在、麦や大豆など品目別に講じられている経営安定対策を見直し、対象を『担い手』に限定した「新たな経営安定対策」が平成19年産から導入されます。
 『担い手』にならなければ、現在、麦や大豆の生産者手取り額の6～7割を占めている助成金(麦作経営安定資金、大豆交付金など)が受けられなくなります。

Q 「新たな経営安定対策」の対象となる『担い手』とは?

→「新たな経営安定対策」では、以下のいずれかに該当し、かつ、一定面積以上の経営規模^(※)がなければ助成は受けられません。(※具体的な規模要件は今秋に確定)
 ①認定農業者
 ②集落営農組織(一定の要件を満たすものに限る)

Q 集落営農組織(一定の条件を満たすものに限る)とは?

→小規模な農家の方も、一定の要件を満たす集落営農組織に参加すれば『担い手』の一員になれます。組織の立ち上げ時点では、例えば以下の要件を満たす必要があります。
 ①組織の規約を作成すること
 ②集落営農の口座を設け集落の経理を一括して行うこと



詳しくは中国四国農政局または最寄りの農政事務所、統計・情報センター、県、市町村、農業委員会、JAへお問い合わせ下さい